

株式会社クレベ安全管理規程（貸切）

平成21年9月1日制定

平成25年2月1日改正

平成28年1月12日改正

平成30年4月16日改正

第一章 総 則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規定」という。）は、道路運送法第22条及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき株式会社クレベ（以下「当社」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業の運営に当たり輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、会社が一体となって、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業（以下「事業」という。）に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、事業の輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場での安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 旅行代理店など当社事業に密接に関係する関係者にも、本規定に基づく当社の取り組みへの理解と協力を求め、併せて、当社と一丸となって輸送の安全の向上に努めるよう要請する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- （2） 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的に行うよう努めること。
- （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること、

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、当社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するために、輸送の安全に関する重点施策及び輸送の安全を確保するための必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 社長は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 社長は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(部内組織)

第8条 社長は、以下に掲げる者により、輸送の安全確保に関する責任ある体制としての運輸安全マネジメント推進委員会（以下「安全推進委員会」という。）を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者。

(2) 統括運行管理者・運行管理者。

(3) 整備管理者。

(4) その他必要と認める者。

2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、自ら安全統括管理者を兼務する。又は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難となったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び安全管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成すること。
- (4) 安全推進委員会を年 1 回以上開催し、主催すること。
- (5) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (6) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、また必要に応じて内部監査を行い、社長に報告すること。
- (7) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 安全総括管理者は、安全推進委員会に諮り、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、安全目標を達成するため、計画をたてそれに従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 安全総括管理者は、社長を含む全従業員の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に車内において伝達され、共有されるように努める。
また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は緊急時の事故災害等報告連絡体制図による、

- 2 総括運行管理者は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 総括運行管理者は、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める

事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 安全統括管理者は、第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 社長は、自ら又は指名した者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告があったとき、又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に指示し、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討させ、その結果による是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 社長は、悪質な法令違反等により重大事故が惹起された場合には、更に高度の安全の確保のための措置を講じるよう安全統括管理者に指示することとする。

(情報の公開)

第 17 条 当社は、毎年度ごとに、輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、重点施策及び計画、その他輸送の安全に関する重要事項等については、道路運送法第 29 条の 3 並びに運輸規則第 47 条の 7 に則り、外部に対し公表する。

- 2 公表は、当社が開設しているホームページに掲載することにより行う。
- 3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、その都度、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを 3 年間保存する。

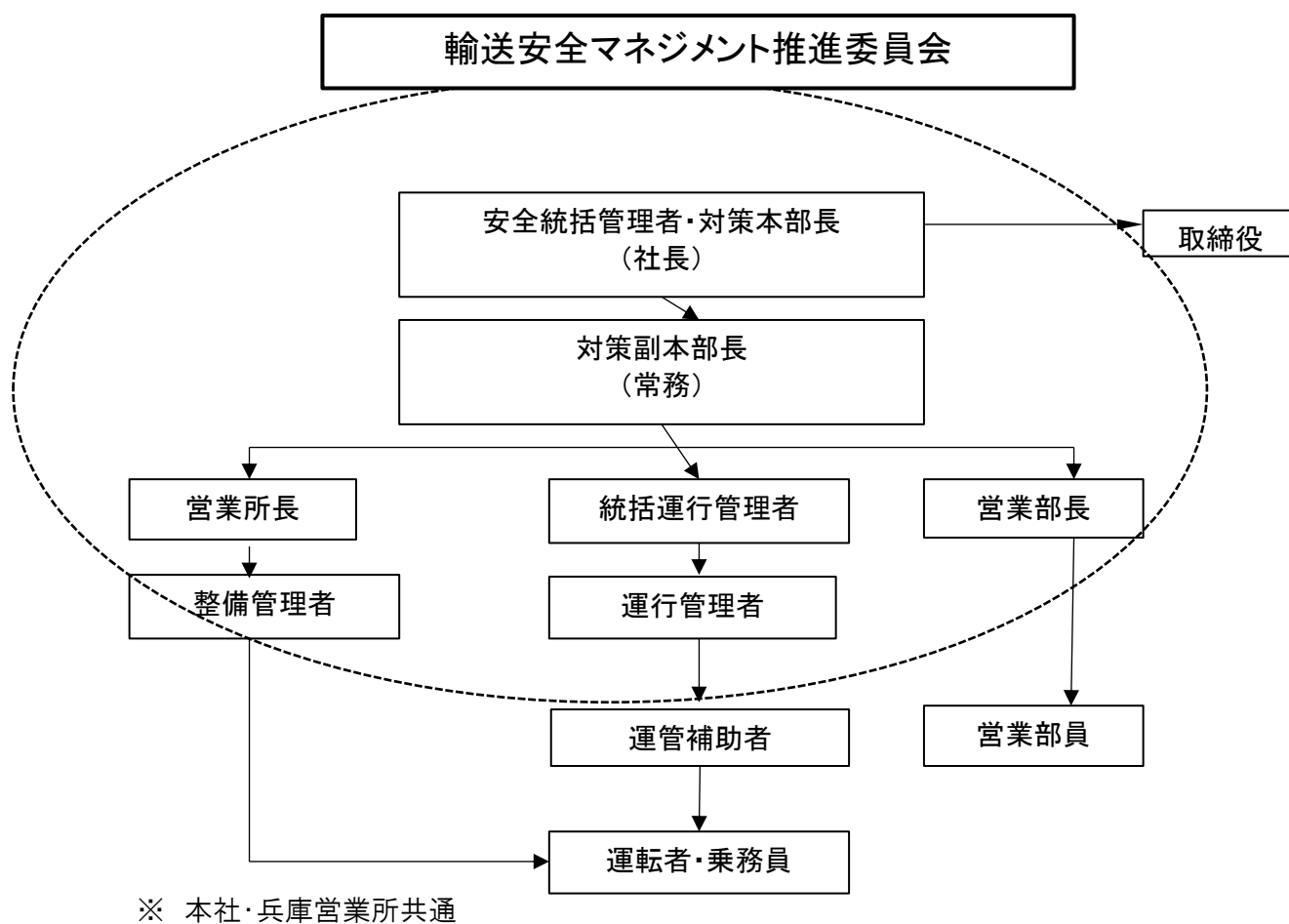
付 則 本規程は、平成 21 年 9 月 1 日より実施する。

本規程は、平成 25 年 2 月 1 日に改正し、即日実施する。

本規程は、平成 28 年 1 月 12 日に改正し、即日実施する。

本規程は、平成 30 年 4 月 16 日に改正し、即日実施する。

輸送の安全に関する指揮命令系統図



事故処理・連絡体制図

